

兵ト発第 73号

公告第 614号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約の一部変更について、令和7年2月14日認可申請中のところ、令和7年2月28日付で認可を受けたので公告する。

変更内容

組合規約第44条（保険料及び調整保険料の負担割合）

「保険料額及び調整保険料額の100分の52.26は事業主、100分の47.74は被保険者において負担する」を「保険料額及び調整保険料額の104分の54.26は事業主、104分の49.74は被保険者において負担する」に変更する。

尚、この規約は令和7年3月1日から施行する。

令和7年3月1日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 潧 川 高 章